

議案第 4 4 号

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
ことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、
本議会の議決を求める。

平成9年5月30日

三朝町長 安田真一郎

平成9年5月30日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成8年三朝町条例第10
号）の一部を次のように改正する。

別表し尿の項中「1, 590円」を「1, 750円」に、「795円」を「8
75円」に改める。

附 則

この条例は、平成9年7月1日から施行する。